

平成 23 年度第 9 回理事会議案資料

議案 1 社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程の改正について

総会において定款の変更案が承認されることを条件に、別紙 1 のとおり社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程を改正することについて、理事会の承認を求めます。

<提案理由>

本会定款の変更に伴い総会に代議員制を導入に向け、必要となる規程を整備するため。

議案 2 社会福祉士ささえあい制度配分委員会について

千葉県社会福祉士会負担金規則第 5 条に定められた配分委員会の委員について、各委員会からの推薦に基づき次のとおり理事会の承認を求めます。

推薦委員会	候補者氏名
企画委員会	
総合相談委員会	
研修委員会	
外部評価委員会	
ばあとなあ千葉運営委員会	櫻井 勉

議案 3 本会と（社）日本社会福祉士会の事務委託契約について

平成 23 年度第 1 回総会の議決（議案第 3 号）に基づき、別紙 2 により（社）日本社会福祉士会との間に事務委託契約を締結することについて、理事会の承認を求めます。

<提案理由>

47 都道府県全ての社会福祉士会が（社）日本社会福祉士会の連合体に加入し（社）日本社会福祉士会の改正定款が厚生労働省から承認される見通しとなり、平成 24 年度からの連合体移行に際し円滑に事務を執行するため。

同時に、総会議決における本会の連合体加盟要件に、委託契約が理事会において承認されていることが含まれるため。

＜委託事務内容＞

- ・入退会事務（会員情報の変更を含む）
- ・会費徴収事務（口座振替業務）
- ・綱紀案件事務（苦情案件に対する調査および処分案の作成）

議案 4 社団法人千葉県社会福祉士会退職手当規程の廃止について

別紙 3 のとおり社団法人千葉県社会福祉士会退職手当規程（平成 21 年 1 月 18 日制定・施行）を改正することについて、理事会の承認を求めます。

＜提案理由＞

同規程については制定当時から理事会附帯意見として退職金制度への加入を求められており、各種制度を比較検討した結果、職員の掛金負担がなく本会にとっても税制上有利であり、制度として安定している中小企業退職金共済に加入することで退職手当制度を運用するため。

別紙1

○社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程

新	旧
平成 19 年 8 月 24 日制定 平成 21 年 11 月 29 日改正 平成 24 年 3 月 17 日改正	平成 19 年 8 月 24 日制定 平成 21 年 11 月 29 日改正
第 1 章 総則	
(目的) 第 1 条 この規程は、社団法人千葉県社会福祉士会(以下「 <u>本会</u> 」という。)が、社団法人日本社会福祉士会(以下「 <u>日本会</u> 」という。)または <u>本会総会において議決権を行使する者</u> (以下「 <u>代議員</u> 」という。)を選出する場合の選任方法等に関する基本的事項を定めることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この規程は、社団法人千葉県社会福祉士会(以下「 <u>本会</u> 」という。)が、社団法人日本社会福祉士会(以下「 <u>本部</u> 」という。)の千葉県支部として代議員を選出する場合の選任方法等に関する基本的事項を定めることを目的とする。
(定義) 第 2 条 この規程において用いる語の意味は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)「 <u>日本会代議員</u> 」 日本会定款第 15 条に規定する者を指し、この規程に基づいて選任された者をいう。 (2)「 <u>本会代議員</u> 」 本会定款第 5 条第 2 項に定める者を指し、この規程に基づいて選任された者をいう。 (3)「 <u>選挙管理委員会</u> 」 社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則第 6 条に規定するものをいう。	(定義) 第 2 条 この規程において「 <u>代議員</u> 」とは、本部定款第 15 条に規定する者を指し、この規程に基づいて選任された者をいう。 2. この規程において「 <u>選挙管理委員会</u> 」とは、社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則第 7 条に規定するものをいう。
第 2 章 日本会代議員	
(定数) 第 3 条 <u>日本会代議員の定数は、日本会代議員選出規則(以下「<u>日本会規則</u>」という。)第 6 条の規定に従う。</u>	(定数) 第 3 条 本部代議員選出規則(以下「 <u>本部規則</u> 」という。)第 6 条の規定に従う。
(任期) 第 4 条 <u>日本会代議員の任期は、本会役員の任期に従う。</u>	(任期) 第 4 条 代議員の任期は、本部規則第 10 条の規定に従う。
(責務等) 第 5 条 <u>日本会代議員の責務は、次に定めるとおりとする。</u> (1) <u>日本会総会に出席し社団法人の社員としての表決権を行使し、結果を本会理事会ならびに本会会員へ報告すること</u> (2) <u>関東甲信越ブロック連絡協議会に本会の代表として出席し、協議の結果を本会理事会に報告すること</u> 2 <u>日本会代議員は、前 2 項の責務を果たすにあたり必要に応じ理事会に陪席し、理事会から意見を聴取することができる。</u> 3 <u>理事会は、必要に応じ日本会代議員に理事会への出席を求め、意見を聴取することができる。</u>	(代議員の責務等) 第 5 条 代議員は、本部総会に出席し社団法人の社員としての表決権を行使し、結果を本会理事会ならびに本会会員へ報告しなければならない。 2. 代議員は、関東甲信越ブロック連絡協議会に本会の代表として出席し、協議の結果を本会理事会に報告しなければならない。 3. 代議員は、前 2 項の責務を果たすにあたり必要に応じ理事会に陪席し、理事会から意見を聴取することができる。 4. 理事会は、必要に応じ代議員に理事会への出席を求め、意見を聴取することができる。
(選任) 第 6 条 <u>日本会代議員は、正会員の中から正会員によ</u>	(選任) 第 6 条 代議員は、正会員の中から選挙により選出さ

る選挙により選出される。

2 前項の選挙は、本会役員改選に併せて行うものとする。

(削除)

3 前二項の規定にかかわらず、日本会代議員定数のうち1名は、理事会の推薦に基づき理事から選出されるものとする。

(削除)

(立候補正会員の資格要件)

第7条 前条第一項に定める正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 選挙管理委員会が公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。

(2) 本会の年会費が未納でないこと。

(3) 併せて行われる本会役員改選において、会員理事に立候補していないこと。

(4) 日本会の役員でないこと。

(5) 選挙管理委員でないこと。

(立候補届様式)

第8条 日本会代議員に立候補する者は、所定の「様式1」で届け出なければならない。

2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第9条 日本会代議員立候補者を推薦する者は、所定の「様式2」で届け出なければならない。この際、推薦者の自署または捺印のないものおよび立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第10条 日本会代議員立候補者は、第8条の立候補届を提出するときは、1人の正会員から前条の推薦書を受領し、立候補届と推薦書を併せて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2 提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(立候補者の名簿公表)

第11条 選挙管理委員会は、立候補届けおよび推薦書を会員に公表する。

2 前項に定める公表については、事務局において開示し、第6条に定める選挙を行うに際しては正会員にその写しを配布するものとする。

3 前項における掲載順は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(選挙の方法)

れ、本会総会の承認を経て選任されるものとする。

2 代議員の選挙は、本会役員改選に併せて行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本部の役員である者は選任されないものとする。

4 代議員定数のうち1名は、理事会の推薦に基づき理事から選出されるものとする。

5 立候補者が定数に満たない場合、正会員の中から理事会が選任し、総会に諮る。

(立候補正会員の資格要件)

第7条 規則第6条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 選挙管理委員会が公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。

(2) 本会の年会費が未納でないこと。

(3) 併せて行われる本会役員改選において、会員理事に立候補していないこと。

(立候補届様式)

第8条 代議員に立候補する者は、所定の「様式1」で届け出なければならない。

2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第9条 代議員立候補者を推薦する者は、所定の「様式2」で届け出なければならない。

2 推薦者の自署または捺印のないものは無効とする。

3 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第10条 立候補者は、第8条の立候補届を提出するときは、1人の正会員から前条の推薦書を受領し、立候補届と推薦書を併せて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2 提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(立候補者の名簿公表)

第11条 選挙管理委員会は、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 会員番号

(4) 勤務先名称

(5) 現住所地名(市・郡名のみ)

(6) 推薦者氏名

2 名簿の掲載は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(選挙の方法)

第 12 条 第 6 条に定める選挙にかかる投票の方法は、次のとおりとする。

(1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に立候補者 1 人に○印を付して投票する。

(2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものとする。

(3) ○印が複数の候補者に付されている場合および○印以外の記入がある場合は、これを無効票とする。

(4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。

(5) 得票数が同数の場合、選挙管理委員会の行う抽選により当選者を決定する。

2 立候補者数が定数以内の場合は、当選とする。

(選任の届け出)

第 13 条 日本会代議員を選任したときは、本会理事会は遅滞なく日本会会長へ届け出なければならない。

(辞任)

第 14 条 日本会代議員は、次に掲げる場合において辞任するものとする。

(1) 心身の故障のため継続して職務執行に耐えられない旨本人またはその家族が判断したとき。

(2) 日本会および本会理事に立候補するとき、この際、立候補届出日以前に辞任の届けを行わなければならない。

2 代議員を辞任するものは、本会会長に次の項目を明記し届け出るものとする。

(1) 代議員氏名

(2) 会員番号

(3) 辞任理由

3 本会を退会した者および他の都道府県社会福祉士会に所属を変更した者は辞任したものとみなす。

4 日本会代議員が辞任した際、本会理事会は遅滞なく日本会会長へ報告しなければならない。

(欠員の措置)

第 15 条 日本会代議員に欠員が生じた場合、本会正会員から理事会が選任し、日本会会長および本会総会に報告する。

第 3 章 本会代議員

(定数)

第 16 条 本会代議員の定数は、本会の定める地域集会の地区（以下、「地区」という。）ごとに、在住する正会員 50 人まで 1 名、正会員 50 名を超える毎に 1 名を加える。

第 12 条 規則第 10 条の規定に基づき、総会において出席者が行う投票方法は、次のとおりとする。

(1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に定数と同数の○印を付して投票する。

(2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものを有効とする。

(3) ○印が定数よりも多い場合は、これを無効票とする。

(4) ○印が定数よりも少ない場合は、これを有効票とする。

2. 立候補者数が定数と同数、若しくは定数以内の場合は、当選とする。

(選任の届け出)

第 13 条 前条第 1 項により代議員を選任したときは、遅滞なく本部会長へ届け出なければならない。

(辞任)

第 14 条 代議員は、次に掲げる場合において辞任するものとする。

(1) 心身の故障のため継続して職務執行に耐えられない旨本人又はその家族が判断したとき。

(2) 本部規則第 11 条の規定に基づき、代議員が本部の理事に立候補するとき。

(3) 本会を退会した者、及び他県に支部変更した者は自動的に辞任したものとみなす。

2. 前項により辞任するときは、あらかじめ本会理事会の承認を経て、速やかに本部会長へ届け出なければならない。

3. 第 1 項第 2 号により辞任するときは、本部理事立候補届受理日以前に前条の届けを行わなければならない。

(新設)

2 前項において、千葉県内に在住しない正会員については在勤地に在住するとみなす。

3 第一項の規定に関わらず、当面の間は全ての地区に定数1名を加える。

(任期)

第17条 本会代議員の任期は、本会役員の任期に従う。

(責務)

第18条 本会代議員の責務は、本会総会において社団法人の社員としての表決権を行使することとする。

2 本会代議員は、前項の責務を果たすにあたり必要に応じ理事会に陪席し、理事会から意見を聴取することができる。

3 理事会は、必要に応じ本会代議員に理事会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(選任)

第19条 本会代議員は、正会員の中から地区ごとに行う正会員による選挙により選出される。

2 前項の選挙は、本会役員改選に併せて行うものとする。

(立候補正会員の資格要件)

第20条 前条に定める正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 選挙管理委員会が公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。

(2) 本会の年会費が未納でないこと。

(3) 併せて行われる本会役員改選において、会員理事に立候補していないこと。

(4) 選挙管理委員でないこと。

(立候補届様式)

第21条 本会代議員に立候補する者(以下「立候補者」という。)は、所定の「様式3」で届け出なければならない。

2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。

(応募手続)

第22条 本会代議員立候補者は、前条の立候補届を提出するときは、選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2 提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(立候補者の名簿公表)

第23条 選挙管理委員会は、立候補届けを会員に公表する。

2 前項に定める公表については、事務局において開示し、地域集会の地区ごとに当該地区の正会員に配布するものとする。

3 前項における掲載順は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(立候補者定数未達の措置)

第 24 条 本会代議員立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、地区ごとに不足する代議員数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。

2 前項の手続き方法は、第 20 条乃至第 22 条に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第 25 条 第 19 条に定める選挙にかかる投票の方法は、次のとおりとする。

(1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に立候補者 1 人に○印を付して投票する。

(2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものとする。

(3) ○印が複数の候補者に付されている場合および○印以外の記入がある場合は、これを無効票とする。

(4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。

(5) 得票数が同数の場合、選挙管理委員会の行う抽選により当選者を決定する。

2 立候補者数が定数以内の場合は、当選とする。

(辞任)

第 26 条 本会代議員は、次に掲げる場合において辞任するものとする。

(1) 心身の故障のため継続して職務執行に耐えられない旨本人またはその家族が判断したとき。

(2) 本会理事に立候補するとき。この際、立候補届出日以前に辞任の届けを行わなければならない。

2 代議員を辞任するものは、本会会長に次の項目を明記し届け出るものとする。

(1) 代議員氏名

(2) 会員番号

(3) 辞任理由

3 本会を退会した者および他の都道府県社会福祉士会に所属を変更した者は辞任したものとみなす。

(欠員の措置)

第 27 条 本会代議員に欠員が生じた場合、当該地区の地域集会において本会正会員から選任し、本会会長に報告する。

第 4 章 改廃

(改廃)

第 28 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成 19 年 8 月 24 日から施行する。

(改廃)

第 15 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成 19 年 8 月 24 日から施行する。

附則

1. この規程は、平成21年11月29日から施行する。

附則

1. この規定は、平成24年3月17日から施行する。
2. 第17条および第19条第2項の規定にかかわらず、
施行後初めての本会代議員については施行後速や
かに選任の手続きを行い、平成25年5月から平成27
年5月末日までを任期とする。

附則

1. この規程は、平成21年11月29日から施行する。

(様式 1)

(旧)

社団法人千葉県社会福祉士会代議員立候補届

私は、社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程に基づき、
代議員に立候補しますので、1名の推薦書を添えて届け出ます。

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、
会員番号記入のこ
と)

(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	年 月 日	会員 番号
在住市区町村	都・県 市・区・町・村		
勤務先名			
主な活動歴 (社会福祉士会での活動含む)			
立候補理由・抱負			
推薦者氏名 (会員番号)	()		

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(様式 2)

社団法人千葉県社会福祉士会代議員立候補者推薦書

私は、社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程に基づき、代議員の立候補者として次の方を推薦します。

推薦理由

推薦する立候補者氏名	
推薦理由	

上記のとおり、推薦いたします。

年 月 日

推薦者

会員番号	
氏 名	

(署名または記名捺印)

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推薦書を1人から受け取り捺印し、必ず立候補届に添付して届け出てください。

立候補者確認印

選管收受印

(様式 1)

(新)

社団法人千葉県社会福祉士会代議員立候補届

私は、社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程に基づき、社団法人日本社会福祉士会の代議員に立候補しますので、1名の推薦書を添えて届け出ます。

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、
会員番号記入のこ
と)

(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	年 月 日	会 員 番 号
在住市区町村	都・県 市・区・町・村		
勤務先名			
主な活動歴 (社会福祉士会での活動含む)			
立候補理由・抱負			
推薦者氏名 (会員番号)	()		

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(様式2)

社団法人千葉県社会福祉士会代議員立候補者推薦書

私は、社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程に基づき、社団法人日本社会福祉士会の代議員立候補者として次の方を推薦します。

推薦理由

推薦する立候補者氏名	
推薦理由	

上記のとおり、推薦いたします。

年 月 日

推薦者

会員番号	
氏 名	

(署名または記名捺印)

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推薦書を1人から受け取り捺印し、必ず立候補届に添付して届け出てください。

立候補者確認印

選管収受印

(様式3)

社団法人千葉県社会福祉士会代議員立候補届

私は、社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程に基づき、
社団法人千葉県社会福祉士会の代議員に立候補します。

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、
会員番号記入のこ
と)

(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	年 月 日	会員 番号
在住市区町村	都・県 市・区・町・村		
勤務先名			
勤務先所在地	都・県 市・区・町・村		
主な活動歴 (社会福祉士会での活動含む)			
立候補理由・抱負			

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(参考)地域集会 地区割り (平成24年1月現在の居住人数)に応じた代議員数案

定款改正案上、正会員50人ごとに代議員1名としている。国の新公益法人制度対応定款案では300人に1人を基準としているが本会の規模に鑑み割合を緩和しているもの。
 代議員選任規定上、地域集会の地区割りを選挙区とし、居住正会員(県外在住者については勤務地を地区とみなす)50人ごとに1名を定数として割り振るが、そのままの計算(本来定数)では総会議決権者が32名となりやや少ないと考えられるため、規程第3条第3項第2号において経過措置として各地区に代議員数1を追加する。

地区正会員	本来定数	経過措置定数
1～50	1	2
51～100	2	3
101～150	3	4
151～200	4	5

地区名	市・区・町	人数 在住	地区人数合計 在住	代議員定数	
				本来定数	経過措置定数
地区 1	旭市	21	64	2	3
	香取市	13			
	匝瑳市	10			
	香取郡 東庄町	5			
	香取郡 神埼町	1			
	香取郡 多古町	0			
	銚子市	14			
地区 2	山武郡 芝山町	1	42	1	2
	山武郡 横芝光町	5			
	山武郡 大網白里町	7			
	山武郡 九十九里町	3			
	山武市	19			
	東金市	7			
地区 3	茂原市	21	47	1	2
	いすみ市	10			
	夷隅郡 大多喜町	3			
	夷隅郡 御宿町	1			
	勝浦市	1			
	長生郡 一宮町	2			
	長生郡 白子町	0			
	長生郡 長生村	3			
	長生郡 長南町	2			
	長生郡 長柄町	1			
地区 4	安房郡 鋸南町	1	38	1	2
	鴨川市	14			
	館山市	9			
	南房総市	14			
地区 5	木更津市	24	77	2	3
	君津市	23			
	袖ヶ浦市	22			
	富津市	8			
地区 6	市原市	60	60	2	3
地区 7	千葉市 中央区	58	132	3	4
	千葉市 緑区	41			
	千葉市 若葉区	33			
地区 8	千葉市 稲毛区	28	51	2	3
	千葉市 美浜区	23			
地区 9	千葉市 花見川区	35	109	3	4
	習志野市	22			
地区 10	八千代市	52	121	3	4
	船橋市	100			
地区 11	鎌ヶ谷市	21	161	4	5
	市川市	57			
	浦安市	19			
	松戸市	85			
地区 12	我孫子市	36	157	4	5
	柏市	75			
	流山市	30			
	野田市	16			
地区 13	印西市	24	68	2	3
	印旛郡 栄町	1			
	印旛郡 酒々井町	4			
	富里市	7			
	成田市	25			
地区 14	白井市	7	72	2	3
	佐倉市	42			
	四街道市	14			
	八街市	16			
	計		1199	32	46

正会員数(1199)/50=

23.98 =定款上の代議員数の基準